



山形県公報

平成23年6月7日(火)
第2249号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 県道の供用の開始.....(村山総合支庁建設総務課) ...573
- 道路の区域の変更.....(庄内総合支庁建設総務課) ...574
- 土地区画整理組合の事業計画の変更の認可.....(都市計画課) ...同

### 監査委員関係

#### 訓 令

- 山形県監査委員事務局文書管理規程の一部を改正する訓令.....同

### 人事委員会関係

#### 規 則

- 山形県人事委員会規則14-4(委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則.....575

### 公 告

- 一般競争入札の公告.....(管財課) ...同
- 指定管理者の募集.....(工業振興課) ...576
- 同.....(観光交流課) ...577
- 同.....(空港港湾課) ...578
- 同.....(同) ...579
- 同.....(同) ...580
- 同.....(同) ...同
- 同.....(教育庁) ...581
- 同.....(教育委員会) ...582

## 告 示

### 山形県告示第516号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成23年6月7日から同月20日まで縦覧に供する。

平成23年6月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- |   |         |                                     |
|---|---------|-------------------------------------|
| 1 | 路 線 名   | 上山七ヶ宿線                              |
| 2 | 供用開始の区間 | 上山市石崎二丁目字石崎412番6から<br>同 河崎二丁目32番2まで |
| 3 | 供用開始の期日 | 平成23年6月7日                           |

**山形県告示第517号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成23年6月7日から同月20日まで縦覧に供する。

平成23年6月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 温海川木野俣大岩川線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                       | 旧新の別 | 敷地の幅員              | 延 長         |
|---------------------------|------|--------------------|-------------|
| 鶴岡市小国字川前8番3から<br>同 21番1まで | 旧    | 18.6メートル<br>} 7.0  | メートル<br>610 |
| 同 上                       | 新    | 40.5メートル<br>} 12.5 | 同 上         |

**山形県告示第518号**

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成23年6月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 組合の名称  
寒河江市木の下土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地  
寒河江市大字西根字木の下16番地の3
- 3 設立認可の年月日  
平成16年1月27日
- 4 変更の内容  
事業施行期間の延長
- 5 変更認可の年月日  
平成23年6月7日

**監査委員関係****訓 令****山形県監査委員訓令第3号**

山形県監査委員事務局

山形県監査委員事務局文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年6月7日

山形県代表監査委員 小 山 壽 夫

**山形県監査委員事務局文書管理規程の一部を改正する訓令**

山形県監査委員事務局文書管理規程（昭和50年4月県監査委員訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第10条中「余白（）」を「余白（ファクシミリ装置を用いて送信された文書及び）」に改める。

第26条の2の次に次の1条を加える。

第26条の3 主任者は、ファクシミリ装置を用いて文書を送受信したときは、当該ファクシミリ装置により出力された送受信の記録を6箇月間保存しなければならない。

**附 則**

この訓令は、公布の日から施行する。

## 人事委員会関係

### 規 則

山形県人事委員会規則14-4（委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年6月7日

山 形 県 人 事 委 員 会

委 員 長 安 孫 子 俊 彦



別表第1山形市市長部局の項中「参事」を「長寿福祉推進監、技監」に、「行革推進課」を「行革推進課、財政課」に改め、同表山形市教育委員会事務局の項中「、総括主幹（管理課に置くものに限る。）」を削り、「職員係長」を「職員係長、企画総務係長」に改め、同表鶴岡市市長部局の項中「、調整監」及び「、課長補佐（職員課に置くものに限る。）」を削り、「支所長、次長」を「支所長」に改め、同表新庄市市長部局の項中「秘書行政室長」を「職員・法令文書室長」に改め、同表寒河江市市長部局の項中「事務長」を「事務長、室長」に改め、同表長井市教育

委員会事務局の項中

|              |    |
|--------------|----|
| 長井市置賜生涯学習プラザ | 館長 |
| 市民文化会館       | 館長 |

を

「長井市置賜生涯学習プラザ 館長」に改め、同表東根市市長部局の項中

「部長」を「部長（部付部長を除く。）」に改め、同表南陽市市長部局の項中「課長、」を「課長、政策主幹、」に改め、同表白鷹町町長部局の項中「（課付課長を除く。）、企画主幹」を削る。

別表第2東根市外二市一町共立衛生処理組合管理者部局の項中「次長（事務局を総括するものに限る。）」を「課長」に改め、同表山形広域環境事務組合管理者部局の項中「課長」を「次長、課長」に改め、同表置賜広域病院組合管理者部局の項中「総看護婦長」を「看護部長」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、県有地の売買について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成23年6月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 入札の場所及び日時並びに入札に付する物件及び予定価格

| 場 所                                      | 日 時                    | 入 札 に 付 す る 物 件                             | 予 定 価 格    |
|------------------------------------------|------------------------|---------------------------------------------|------------|
| 東田川郡三川町大字横山字袖東19番地1<br>庄内総合支庁本庁舎3階31号会議室 | 平成23年7月12日（火）<br>午前11時 | 飽海郡遊佐町遊佐字川端27番1                             | 1,174,000円 |
|                                          |                        | 田（実測） 1,715.12平方メートル<br>（公簿） 1,715.00平方メートル |            |
|                                          |                        | 飽海郡遊佐町遊佐字川端28番3                             | 227,000円   |
|                                          |                        | 田（実測） 230.33平方メートル<br>（公簿） 227.00平方メートル     |            |

#### 2 入札参加者の資格

次の各号に該当しない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者  
 (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、その事実があった後3年を経過しない者

## 3 契約条項を示す場所

総務部管財課

## 4 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札見積価格の100分の5以上の額

(2) 契約保証金 契約金額の100分の10以上の額

## 5 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

## 6 落札の無効

落札者が当該物件に係る農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項又は第5条第1項の許可（以下「農地所有権移転許可」という。）を受けられなかった場合及び受けられないと認められる場合における当該落札は、無効とする。

## 7 その他

(1) 説明会の場所及び日時

| 入札に付する物件                                                                                                                     | 場 所                                          | 日 時                    |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------|------------------------|
| 飽海郡遊佐町遊佐字川端27番1<br>田（実測） 1,715.12平方メートル<br>（公簿） 1,715.00平方メートル<br>飽海郡遊佐町遊佐字川端28番3<br>田（実測） 230.33平方メートル<br>（公簿） 227.00平方メートル | 東田川郡三川町大字横山字袖東19番<br>地1<br>庄内総合支庁本庁舎3階31号会議室 | 平成23年6月23日（木）<br>午前11時 |

(2) 郵便による入札は、認めない。

(3) 契約の締結は、落札者が当該物件に係る農地所有権移転許可を受けた後、行うものとする。

(4) 入札、入札条件及び契約に関する詳細については、総務部管財課（電話023(630)2065又は2066）に問い合わせること。

山形県産業科学館の指定管理者を次のとおり募集する。

平成23年6月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 募集する施設の名称及び所在地

(1) 名 称 山形県産業科学館

(2) 所在地 山形市城南町一丁目1番1号

## 2 指定の期間

平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

## 3 申請者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たす法人又はその他の団体（以下「法人等」という。）であること。

(1) 県内に主たる事業所（本店）を有すること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。

(3) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。

(4) 国税及び地方税を滞納していないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続をしていないこと。

(6) 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。

- (7) 暴力団員等がその事業活動を支配していないこと。
- (8) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがないこと。
- (9) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。

#### 4 募集要項の配布期間及び配付場所

- (1) 配布期間 平成23年6月7日（火）から同年7月14日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの間を除く。）
- (2) 配付場所 山形県商工観光部工業振興課科学技術振興担当  
郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話023-630-3034  
なお、山形県のホームページからも入手することができる。

#### 5 申請書の受付期間及び受付方法

- (1) 受付期間 平成23年7月7日（木）から同月14日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの間を除く。）
- (2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所に持参又は郵送すること。ただし、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、平成23年7月14日（木）までの消印のあるものに限り、受け付ける。

#### 6 その他

この募集に関する問い合わせは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

山形県観光情報センターの指定管理者を次のとおり募集する。

平成23年6月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 募集する施設の名称及び所在地

- (1) 名 称 山形県観光情報センター
- (2) 所在地 山形市城南町一丁目1番1号 霞城セントラル 低層棟1階

#### 2 指定の期間

平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

#### 3 申請者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たす法人又はその他の団体（以下「法人等」という。）であること。

- (1) 県内に主たる事業所（本店）を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
- (3) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続をしていないこと。
- (6) 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。
- (7) 暴力団員等がその事業活動を支配していないこと。
- (8) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがないこと。
- (9) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。

#### 4 募集要項の配布期間及び配布場所

- (1) 配布期間 平成23年6月7日（火）から同年7月14日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの間を除く。）
- (2) 配布場所 山形県商工観光部観光経済交流局観光交流課観光振興担当  
郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話023-630-2373  
なお、山形県のホームページからも入手することができる。

#### 5 申請書の受付期間及び受付方法

- (1) 受付期間 平成23年7月7日（木）から同月14日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所に持参又は郵送すること。ただし、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、平成23年7月14日（木）までの消印のあるものに限り、受け付ける。

6 その他

この募集に関する問い合わせは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

山形県ふるさと交流広場の指定管理者を次のとおり募集する。

平成23年6月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 募集する施設の名称及び所在地

- (1) 名 称 山形県ふるさと交流広場
- (2) 所在地 天童市大字乱川字下川原地内

2 指定の期間

平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

3 申請者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たす法人又はその他の団体（以下「法人等」という。）であること。なお、共同企業体が申請する場合には、構成員も全てこれを満たすこと。

- (1) 県内に主たる事務所を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
- (3) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。
- (5) 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。
- (6) 暴力団員等がその事業活動を支配していないこと。
- (7) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続をしていないこと。
- (9) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (10) 法人等の代表者等に、破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (11) 共同企業体においては、代表団体が決められていること。
- (12) 重複応募は、単独と共同企業体間、共同企業体同士間のいずれにおいてもできないこと。

4 募集要項の配布期間及び配布場所

- (1) 配布期間 平成23年6月7日（火）から同年7月19日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(2) 配布場所

イ 山形県県土整備部空港港湾課空港担当

郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023-630-2349

ロ 山形県山形空港事務所

郵便番号999-3776 東根市大字羽入字柏原新林3008番地 電話番号0237-48-1313

なお、山形県のホームページからも入手することができる。

5 申請書の受付期間及び受付方法

- (1) 受付期間 平成23年6月27日（月）から同年7月19日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- (2) 受付方法 4の(2)のイに掲げる場所に持参又は郵送すること。ただし、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、平成23年7月19日（火）までに到着したものに限り、受け付ける。

6 その他

- (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）、山

形県ふるさと交流広場条例（平成2年3月県条例第13号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）及び募集要項によること。

(2) この募集に関する問い合わせは、4の(2)のイに掲げる担当に行うこと。

酒田北港緑地の指定管理者を次のとおり募集する。

平成23年6月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 募集する施設の名称及び所在地

- (1) 名 称 酒田北港緑地
- (2) 所在地 酒田市高砂地内

2 指定の期間

平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

3 申請者に必要な資格

県内に主たる事業所（本店）を有する法人又はその他の団体（以下「法人等」という。）で、次に掲げる要件を全て満たすものであること。なお、共同企業体が申請する場合においては、構成員も全てこれを満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
- (2) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
- (5) 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。
- (6) 暴力団員等がその事業活動を支配していないこと。
- (7) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがないこと。
- (8) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。
- (9) 共同企業体においては、適当な名称を選定のうえ、代表となる法人等が決められていること。
- (10) 共同企業体の各構成員は、他の共同企業体の構成員として、又は単独で申請することはできないこと。

4 募集要項の配布期間及び配布場所

- (1) 配布期間 平成23年6月7日（火）から同年7月19日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(2) 配布場所

イ 山形県県土整備部空港港湾課港湾担当

郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023-630-2625

ロ 山形県港湾事務所港政担当

郵便番号998-0036 酒田市船場町二丁目5番15号 電話番号0234-26-5635

なお、山形県のホームページからも入手することができる。

5 申請書の受付期間及び受付方法

- (1) 受付期間 平成23年6月27日（月）から同年7月19日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- (2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所に持参又は郵送すること。ただし、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、平成23年7月19日（火）までに到着したものに限り、受け付ける。

6 その他

(1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）、山形県港湾施設管理条例（昭和51年3月県条例第29号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）及び募集要項によること。

(2) この募集に関する問い合わせは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

酒田北港緑地展望台の指定管理者を次のとおり募集する。

平成23年6月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 募集する施設の名称及び所在地

- (1) 名 称 酒田北港緑地展望台
- (2) 所在地 酒田市高砂地内

2 指定の期間

平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

3 申請者に必要な資格

県内に主たる事業所（本店）を有する法人又はその他の団体（以下「法人等」という。）で、次に掲げる要件を全て満たすものであること。なお、共同企業体が申請する場合においては、構成員も全てこれを満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
- (2) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
- (5) 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。
- (6) 暴力団員等がその事業活動を支配していないこと。
- (7) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがないこと。
- (8) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。
- (9) 共同企業体においては、適当な名称を選定のうえ、代表となる法人等が決められていること。
- (10) 共同企業体の各構成員は、他の共同企業体の構成員として、又は単独で申請することはできないこと。

4 募集要項の配布期間及び配布場所

- (1) 配布期間 平成23年6月7日（火）から同年7月19日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(2) 配布場所

- イ 山形県県土整備部空港港湾課港湾担当  
郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023-630-2625
- ロ 山形県港湾事務所港政担当  
郵便番号998-0036 酒田市船場町二丁目5番15号 電話番号0234-26-5635

なお、山形県のホームページからも入手することができる。

5 申請書の受付期間及び受付方法

- (1) 受付期間 平成23年6月27日（月）から同年7月19日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- (2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所に持参又は郵送すること。ただし、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、平成23年7月19日（火）までに到着したものに限り、受け付ける。

6 その他

- (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）、山形県港湾施設管理条例（昭和51年3月県条例第29号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）及び募集要項によること。
- (2) この募集に関する問い合わせは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

山形県酒田海洋センターの指定管理者を次のとおり募集する。

平成23年6月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 募集する施設の名称及び所在地

- (1) 名称 山形県酒田海洋センター
- (2) 所在地 酒田市船場町二丁目5番15号
- 2 指定の期間  
平成24年4月1日から平成27年3月31日まで
- 3 申請者に必要な資格  
県内に主たる事業所（本店）を有する法人又はその他の団体（以下「法人等」という。）で、次に掲げる要件を全て満たすものであること。なお、共同企業体が申請する場合においては、構成員も全てこれを満たすこと。
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
  - (2) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
  - (3) 国税及び地方税を滞納していないこと。
  - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
  - (5) 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。
  - (6) 暴力団員等がその事業活動を支配していないこと。
  - (7) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがないこと。
  - (8) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。
  - (9) 共同企業体においては、適当な名称を選定のうえ、代表となる法人等が決められていること。
  - (10) 共同企業体の各構成員は、他の共同企業体の構成員として、又は単独で申請することはできないこと。
- 4 募集要項の配布期間及び配布場所
  - (1) 配布期間 平成23年6月7日（火）から同年7月19日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで
  - (2) 配布場所
    - イ 山形県県土整備部空港港湾課港湾担当  
郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023-630-2625
    - ロ 山形県港湾事務所港政担当  
郵便番号998-0036 酒田市船場町二丁目5番15号 電話番号0234-26-5635なお、山形県のホームページからも入手することができる。
- 5 申請書の受付期間及び受付方法
  - (1) 受付期間 平成23年6月27日（月）から同年7月19日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで
  - (2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所に持参又は郵送すること。ただし、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、平成23年7月19日（火）までに到着したものに限り、受け付ける。
- 6 その他
  - (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）、山形県港湾施設管理条例（昭和51年3月県条例第29号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）及び募集要項によること。
  - (2) この募集に関する問い合わせは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

山形県生涯学習センター及び山形県男女共同参画センターの指定管理者を次のとおり募集する。

平成23年6月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 募集する施設の名称及び所在地
  - (1) 名称 山形県生涯学習センター  
山形県男女共同参画センター
  - (2) 所在地 山形市緑町一丁目2番36号
- 2 指定の期間 平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

## 3 申請者に必要な資格

法人その他の団体（以下「法人等」という。）で、次に掲げる要件をすべて満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
- (2) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
- (5) 県内に主たる事務所を有すること。
- (6) 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。
- (7) 暴力団員等がその事業活動を支配していないこと。
- (8) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがないこと。

## 4 申請書の受付期間及び受付方法

- (1) 受付期間 平成23年6月7日（火）から同年7月15日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、同日までの消印のあるものに限り、受け付ける。
- (2) 受付方法 下記に持参又は郵送すること。  
山形県教育庁生涯学習振興課社会教育施設担当  
郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号  
電話番号023-630-2831

## 5 募集要項等

- (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）、山形県生涯学習センター条例（平成2年7月県条例第25号）、山形県男女共同参画センター条例（平成13年3月県条例第12号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）及び募集要項によること。
- (2) 募集要項の配布期間は、平成23年6月7日（火）から同年7月1日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとし、配布場所は、4の(2)に掲げる場所とする。なお、募集要項の郵送を希望する場合は、4の(2)に掲げる担当に問い合わせること。また、山形県のホームページの教育庁生涯学習振興課のページからも入手することができる。
- (3) その他この募集に関する問い合わせは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館の指定管理者を次のとおり募集する。

平成23年6月7日

山形県教育委員会  
委員長 長 南 博 昭

## 1 募集する施設の名称及び所在地

- (1) 名 称 山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館
- (2) 所在地 東置賜郡高畠町大字安久津2117番地

## 2 指定の期間

平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

## 3 申請者に必要な資格

法人その他の団体（以下「法人等」という。）で、次に掲げる要件をすべて満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
- (2) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生又は再生手続を

行っていないこと。

- (5) 県内に主たる事業所を有すること。
- (6) 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。
- (7) 暴力団員等がその事業活動を支配していないこと。
- (8) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがないこと。

#### 4 申請書の受付期間及び受付方法

- (1) 受付期間 平成23年6月7日（火）から同年7月15日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、同日までの消印のあるものに限り、受け付ける。

- (2) 受付方法 下記に持参又は郵送すること。

山形県教育庁文化財保護推進課文化財保護担当  
郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号  
電話番号023-630-3341

#### 5 募集要項等

- (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）、山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館条例（平成5年3月県条例第27号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）及び募集要項によること。
- (2) 募集要項の配布期間は、平成23年6月7日（火）から同年7月1日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとし、配布場所は、4の(2)に掲げる場所とする。なお、募集要項の郵送を希望する場合は、4の(2)に掲げる担当に問い合わせること。また、山形県のホームページの教育庁文化財保護推進課のページからも入手することができる。
- (3) その他この募集に関する問い合わせは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

平成23年6月7日印刷  
平成23年6月7日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部  
電話 山形(631)2057 (631)2056